

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)
 Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2020年5月14日(木)
 NO. 1064号
 本号3頁

憲法共同センター9の日行動
検察庁法改正案に抗議の声を上げようと呼びかける!

憲法共同センターは11日の昼に、改憲発議反対緊急全国署名の宣伝行動をお茶の水駅前で行いました。コロナ禍のなかで30分だけ行いましたが、5団体15人が参加しました。

全労連の小田川義和議長は、コロナ対策として医療・検査体制の確保、自粛と一体の補償を求めて声を上げようと訴え、さらに「#検察庁法改正案に抗議します」のツイートが広がっていると紹介し、安倍政権が「検察を私物化し、自らの身を守ろうとするものだ」と改定案の撤回を求めました。憲法会議事務局長の高橋信一は、コロナ禍を利用して安倍首相・自民党が緊急事態条項の創設を狙っていることを批判し、「ご一緒に、検察庁法改正案反対、安倍改憲反対の声を上げ、阻止しましょう」と呼びかけました。



長尾ゆりさん(全労連副議長)は、韓国がコロナ禍の中、生活支援のため軍事費を削減したことを紹介し、「武器より医療、生活、雇用です。いままさに憲法9条の出番」と指摘し、生存権を定めた25条などを紹介し、「いま必要なのは憲法を生かした政治です」と訴えました。

通りかかった病院の帰りという男性は「このような皆さんの宣伝行動で、心が癒されます」と語り、署名に協力してくれました。

「検察人事を内閣が握る」検察庁法改定案 大問題

改めて、検察庁法改定案の条文を示しながら、まさに「検察人事を内閣が握る」「役職延長で露骨に介入の仕組み」ための改定案であることを紹介します。

現行検察庁法の22条では「事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する」と定められています。そして、第81条の3「定年による退職の特例」は検察官には「適用されない」とされて来ましたが(昭和56年(1981年)4月28日国会答弁)。ところが、安倍内閣はこれを覆し、1月31日、この81条の3にもとづき、東京高検の黒川弘務検事長の定年延長を閣議決定(口頭決定)し、8月7日まで半年間延長するとなりました。

そして3月13日には、国家公務員の定年を引き上げる関連法案の中に、検察人事に内閣が露骨に介入する仕組みを盛り込んだ検察庁法改定案を閣議決定しました。改定案は、すべての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や、高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できなくなるが(役職定年制)、「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し(中略)内閣が定める事由があると認めるとき(検察庁法改正案第22条第5項)に当たると判断するなどすれば、特例措置として63歳以降もこれらのポストを続けられるようにするとの内容です。

具体的に改定案を見ると、**検察庁法改定案第22条**では「検察官は、年齢が65歳に達した時に退官する」としています。そして、**第22条の4**では「法務大臣は、次長検事お呼び検事長が年齢63年に達したときは、年齢が63年に達した日の翌日に**検事に任命することが**できる」としています。

ところが、**第22条の5**では「内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢が63年に達した次長検事長または検事長について、当該次長検事長または検事長の職務の遂行上の特例の事情を勘案して、

当該次長検事または検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる自由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事または検事長が年齢 63 年に達した日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該次長検事または検事長に、当該長検事または検事長が年齢 63 年に達した日において占めていた官および職を占めたまま勤務をさせることができる」としているのです。

さらに、第 22 条に 7 項を加えて、国家公務員法で 3 年以内の定年延長を 1 年ずつ認める規定を檢察庁法にあてはめ、「内閣が定める事由があると認めるとき」は、検事総長や一般の検事の定年を段階的に 3 年、すなわち 68 歳まで延長できるとしています。

このような法律改正がなされれば、時の内閣の意向次第で、檢察庁法の規定に基づいて、黒川東京高検検事長の勤務延長のような人事が可能になってしまいます。これは、政界を含む権力犯罪に切り込む強い権限を持ち司法にも大きな影響を与える検察官の独立性・公平性の担保という檢察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極めて不当です。

政府に対し、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう、強く求めて行かねばなりません。

呆れかえる加藤厚労大臣「誤解」発言

厚生労働省はことし 2 月、感染が疑われる人が相談や受診をする目安として「37 度 5 分以上の発熱が 4 日以上続く場合」などと具体的な体温を示していました。この基準が、新たに見直されました。厚生労働省が新たに打ち出した目安は「発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続く」と、「37 度 5 分以上」が削除されたのです。また「高熱や強いだるさ、息苦しさなどがある」とし、症状には個人差があるためすぐに相談するよう呼びかけています。

加藤勝信厚生労働大臣は、当初からの「37 度 5 分以上の発熱後 4 日間自宅待機」について、「検査を受ける要件ではなくて、受診の診療の目安」として絶対的な基準ではなかったと主張。さらに「(その目安をめぐって) 誤解もあった。そうではなく倦怠感があれば、すぐに連絡をしていただきたい。こういうことは、これまで幾度も周知をさせていたでいる」と、厚労省としては十分アナウンスはしているつもりと弁明したのです。



しかし、「37 度 5 分」という数字の印象が強く、国民の中には過度に受診を控えていた人、亡くなった人がいたのは事実です。国民民主党の小沢一郎衆議院議員は 9 日、ツイッターで、新型コロナウイルスの感染を調べる PCR 検査を受ける際の目安を改めた厚生労働省の方針を批判し、加藤厚労相の「誤解があった」との発言に対して、「あれだけ病院に行くなど言っておいて、誤解の訳がない。非は絶対に認めない。この基準でどれだけの方が犠牲になったことか」と厳しく批判しました。その上で、「しれっと変えて、誰も責任はとらない。政権の手口に国民が慣れてしまったとしたら、また同じことが繰り返されるだろう」と怒りました。

国民の命を守るのが厚労大臣です。こんな厚労大臣は即、辞任していただきたいものです。

各地のとくみ

群馬 伊勢崎佐波憲法共同センター 40 人でフラカード等を持ちスタンディング

群馬県の伊勢崎佐波憲法共同センター(岡田愛之助代表)の約 40 人は、憲法記念日の 3 日、伊勢崎市内で「憲法九条を守ろう」「安倍政権 NO!」の横断幕やプラカードを持ち、スタンディングを行いました。日本共産党の北島元雄、長谷田公子の両市議も参加しました。

岡田代表は「新型コロナウイルス感染拡大を口実にした改憲は許せません。国民は安倍政権下での改憲も、改憲論議も急ぐことを望んでいません」と訴え、長谷田市議は「憲法を生かして、抜本的なコロナ対策を行い、命と暮らし、医療を守るよう求めていきましょう」と呼びかけました。

金沢 「安倍 9 条改憲 NO!なんぶアクション」20 人でスタンディング宣伝

金沢市の「安倍9条改憲NO!なんぶアクション」は3日、スーパー近くでスタンディング宣伝し安倍改憲を許さないと訴えました。

マスクを着用し、パネルを持った人や犬の散歩途中の人、「手押し車」を押した高齢者など20人が集まりました。「憲法9条を守ろう」と書いた横断幕や「自粛と補償はセット」「医療崩壊を防げ」「改憲でなくコロナ対策に全力を」「アベさん政治家やめて!」などのパネルをかざしてアピール。交代でマイクを持って「医療現場への支援、国民の生活補償を」と訴えました。

信号待ちの車や通行する車の注目を集めていました。

事務局の紫原和美さんは「いま必要なのは憲法を変えることではなく憲法を生かした、命と暮らしを守る政治ではないか」と述べました。

富山 憲法をまもる小矢部の会、「安倍9条改憲NO!」「コロナ危機打開」を訴える!

富山県の「憲法をまもる小矢部の会」は5日、小矢部市のピアゴ前でスタンディング宣伝を行い、「安倍9条改憲NO!」「コロナ危機打開」を訴えました。

スタンディングには12人が参加。「安倍政治許さず、9条守ろう」やコロナウイルス対策の強化を訴えたプラカード、プラスターを掲げ、買い物客や通行する車にアピールしました。いつもより通行者は少ないものの注目していく人も目立ちました。

北海道 「1市4町の会」北海道南空知1市4町計50人超で一斉街頭宣伝!

「1市4町の会」とは、平和憲法を守り活かし、平和と民主主義を守る、夕張市、栗山町・長沼町・由仁町及び南幌町の平和団体と有志が集い、一致する課題で協力・共同するゆるやかな会です。特集5月3日のとりくみを紹介します。憲法記念日の午前10時に一斉に街頭宣伝で、コロナ連帯して乗り切る、憲法改定持ちこむなど市民に訴えました。地元立憲民主党栗山支部と北海道社民党からの挨拶・メッセージ読み上げ、地元日本共産党議員から挨拶を受けました。

紙面の関係から、夕張と由仁のとりくみを紹介します。

【夕張】 市内ホームセンターで、街頭宣伝を行い、10名が参加しました。「明日の平和をつくだす夕張の会」共同代表の渡辺輝夫さんが挨拶し、地元日本共産党熊谷桂子市議が憲法を生かしたコロナウイルス対策をと訴えました。立憲民主党と社会民主党からの連帯のメッセージを紹介。改憲発議に反対する全国緊急署名を呼びかけ、夕張ではまだ179筆。コロナが落ち着く時期に署名のお願いと協力を呼びかけて終了しました。

年配者から「頑張ってくださいね」と声を掛けられ、通行中の方からは窓をあげ、手を振って声援してくれました。買い物に来た数名の知人も声援を送ってくれました。

【由仁】 憲法記念日の街頭宣伝は、「ゆに9条の会」9名の参加でJR由仁駅前で行いました。はじめに地元日本共産党大竹登町議が、憲法の歴史的背景とコロナ禍と改憲を結びつけた火事場泥棒の安倍内閣の策動を厳しく糾弾。北島さんは看護師の経験から各病院の献身的な活動に心からの感謝を表明し、政府に検査の拡充始めに医療崩壊させない本腰を入れた対策を強くもとめました。

また、今必要なことは、医療崩壊を防ぎPCR検査を徹底して、自粛と補償はセットで安心して休業できる環境を作ること無くして収束はあり得ないと訴えました。

南空知の町民が一丸となって医療崩壊を防ぎ、私たちの命と生活を守ろう、憲法の本質は国民の幸せを守ることだと確認をしました。

長崎 被爆者が「被爆地として改憲絶対許さない」と改憲反対を訴える!

長崎市では3日、被爆者や市民有志の約15人が、市中心部の街頭で改憲反対を訴えました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、参加者は約2メートルずつ離れて立ち、発言は最小限にして「憲法改悪NO!」などの横断幕やプラカードを手にもアピールしました。

自民党内で政府の権限を強める緊急事態条項を憲法に設けるべきだとの意見が出ていることについて、アピール文は「憲法を今、変えなければいけない理由はなく、まさに不要不急の最たるもの」と、批判しています。

被爆者で長崎原爆被災者協議会長の田中重光さん(79)は、「被爆75年の年に改めて改憲に意欲を見せる安倍晋三首相の政治姿勢には憤りを感じる。被爆地として、改憲を絶対許してはいけない」と語っていました。

